

名家連ニュース

令和元年 6 月 11 日 (火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 620 号

相談者の痛ましい現実/医療・福祉関係者に物申す—その2

～ 家族による家族相談－面会相談の現場から ～ (文責：家族相談員/堀場)

❖年金や手帳制度の活用は、病状の安定・回復に不可欠!! ❖

厚生労働省/日本年金機構の「医師向けの診断書記載要領」に準じてください

►厚生労働省/日本年金機構は、「診断書を作成する医師の皆様へ」と題して「障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領」～記載に当たって留意していただきたいポイント～を示し、「就労している事実だけで障害年金の支給決定が判断されることはありません」と明記しています。

►また、「精神の障害に係る等級判定ガイドラインの総合評価の際に考慮すべき要素の例」/「就労状況の共通事項」には「就労系障害福祉サービス（就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）及び障害者雇用制度による就労については、1 級又は 2 級の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。障害者雇用制度を利用しない一般企業や自営・家業等で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスや障害者雇用制度における支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2 級の可能性を検討する。」と明記しています。



名古屋市の精神障害者地域移行支援ガイドブックの内容に目を通してください

►名古屋市発行の「精神障害者地域移行支援ガイドブック（日本精神科看護協会愛知県支部/愛知県精神保健福祉士協会制作、名古屋市の障害者基幹相談支援センター/保健センター/精神保健福祉センター/健康福祉局障害福祉部、監修は愛知県精神病院協会）」には、地域での暮らしの例として「障害年金 6.5 万円 + 工賃 7~8 万円（就労継続支援 A 型事業所）」で生活しているケースを紹介しています。

良き医師・支援者に巡り合えるかどうかで家族と当事者の運命は決まるのです

►精神障害者は「医療」も「福祉」も欠くことはできません。手帳があれば障害福祉サービスなど社会的支援に繋がることができます。名古屋市では、手帳が 2 級なら特別福祉乗車券（市営交通の無料バス）の他に医療費全科全額無料の対象となり、精神科以外の治療も安心して受けることができます。

►年金が支給されれば、「家族への負い目」や「経済的な不安」も和らぎ、今までできなかった楽しみを味わうこともできます。気持ちが内から外に向かうことで、外出や社会参加もしやすくなります。

►「福祉サービスに繋がる」「支援者や仲間と繋がる」そして「障害年金 + 工賃（福祉的就労）」で自分なりの生活を取り戻していく…手帳や年金は、病気の回復・再発防止に欠かせない大切な「薬」なのです。

►その「薬」を受けるには、主治医の「診断書」が必要となります。診断書の「日常生活能力」は、一緒に生活している家族が一番よく判っているのですが、現状は医師任せになっています。不支給となった診断書の多くは「日常生活能力」が正しく反映されていませんでした。

►相談者と一緒に、日常生活能力の実態をまとめ、主治医や PSW に参考にして頂くようお願いしています。治療のみならず生活に寄り添って対応して頂ける医師や PSW に出会うと本当に嬉しく、救われた思いがします。冒頭のような医師や PSW ばかりではありません。良き医師・支援者との出会いが家

族と当事者の運命を左右するといつても決して過言ではありません。その反面、プライドばかりが高く聞く耳持たない高圧的な医師は、まともな治療も生活支援も期待できないため、転院して手帳や年金に繋がった例は決して珍しくありません。また、微妙かつ難しいケースの場合は、年金申請のプロである社会保険労務士を紹介して年金受給に繋げています。

シリーズ① 福祉サービスの種類/手続きなどの相談窓口

《手帳制度》 精神障害者保健福祉手帳

○ 内容

精神疾患有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。統合失調症、うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象となります。手帳の等級は、1級から3級の区分があります。

精神障害者保健福祉手帳の手続	
手続	申請に必要なもの
新規交付	・申請書・印鑑・医師の診断書(初診日から6ヶ月以降のものに限る)又は精神障害を支給事由とする障害年金、または特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類の写し(年金証書のコピー)

(注) 手帳交付時に写真(タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽、上半身が写ったもの、原則1年内に撮影したもの)が必要です。

○ 届出事項

- 有効期間は2年であるため更新手続きが必要となります。
- 本人住所又は氏名を変更したときは、変更の手続が必要です。

○ 申込 [区役所福祉課\(社会福祉事務所\)支所区民福祉課](#)

※申請書・診断書の様式は、「[精神障害者保健福祉手帳に関する申請書・診断書](#)」を参照してください。



❖ 家族/仲間の皆さんへ ❖

医師の診断書を基に手帳等級判定基準に沿って審査(名古屋市の場合精神保健福祉センター)が行われます。診断書⑥欄の生活能力の状態は「保護的環境ではない場合を想定して判断してください」と明記されています。診断書の「日常生活能力の判定」欄は「8項目4段階評価」でチェックが入ります。「日常生活能力の程度」欄は「5段階評価」となっています。上述の障害年金の診断書と同様に、日常生活の障害状態が正しく診断書に反映されるよう主治医に文章化するなどして伝えることが大切です。手帳3級の方は、主治医の診断書が障害状態の軽い方にチェックされているため、審査で3級と判定されているのです。手帳3級でも福祉特別乗車券で名古屋市の公営交通機関は無料で乗車できますが、医療費全科無料の対象にはなりません。他科受診を含め医療費の負担が家族/本人の生活を脅かします。

▶ 「日常生活能力の判定(8項目4段階)、程度(5段階評価)」及び「手帳等級判定基準」名家連の面会相談室には手帳等級判定基準や「日常生活能力の項目に沿って作成した記録用紙」が用意されています。新規申請や現在手帳3級の方(障害厚生年金3級の方は年金証書で更新するため手帳も3級)は、家族相談室で情報を共有して、本来の手帳等級を取得できるようにしましょう。手帳が2級になれば、障害基礎年金も障害厚生年金も2級(額改定請求)になる可能性が大きく開けてきます。

● 619号の家族 SST記事の「9月17日」は「9月28日(土)」です。記載ミスをお詫び致します。